

第 1 0 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 の 概 要

1 鳥獣保護事業計画の目的

鳥獣の保護を図るための事業（鳥獣保護事業）を計画的に実施するために、環境大臣が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して、都道府県知事が作成するもの（根拠：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条）

2 第10次鳥獣保護事業計画の概要

第1 基本的事項

計画期間：平成19年4月1日から平成24年3月31日まで（5年間）

第2 鳥獣保護区等に関する事項

区 分	計 画 終 了 時
鳥 獣 保 護 区	81箇所 52,642ha
特別保護地区	33箇所 1,705ha
休 獵 区	58箇所 85,127ha

⑨ カラスバトの集団繁殖地である下関市蓋井島を「蓋井島鳥獣保護区」に指定する。

⑨ 環境変化等により鳥獣の生息環境が著しく悪化した場合、「保全事業」の実施により生息環境の改善に努める。

第3 人工増殖及び放鳥獣に関する事項

キジ・ヤマドリの増殖・放鳥を実施

種 類 名	放 鳥 数
キ ジ	2,600羽/年
ヤマドリ	350羽/年

第4 鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

- ⑨
- ・ くくりわなにあっては、輪の直径が12cm以内であり、締付け防止金具を装着していること。
 - ・ とらばさみにあっては、衝撃緩衝器具を装着していること
 - ・ イノシシ、ニホンジカの捕獲を目的としたくくりわなにあっては、ワイヤーの直径が4mm以上であって、よりもどしを装着していること
 - ・ 愛がん飼養を目的とする捕獲はメジロに限り、1世帯1羽とする。（ホオジロを削除）

第5 特定猟具使用禁止区域等に関する事項

⑨ 美祢市大嶺町地内を「特定猟具使用禁止区域（銃器）」に指定

⑨ 木屋川河口域を「下関特定猟具使用禁止区域（銃器）」に編入

⑨ 東和、橘、久賀、大島猟区 周防大島猟区に再編（市町村合併に伴うもの）

第6 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

⑨ ニホンジカ、ツキノワグマ及びイノシシについて、個体群の安定的な維持と農林業被害等の軽減を図り、人と鳥獣との適切な関係の構築に資するため特定鳥獣保護管理計画を改定する。（計画期間 平成19年度～23年度）

対 象 鳥 獣	概 要
ツキノワグマ	推定生息頭数：520頭 捕獲上限目安値：52頭/年間
ニホンジカ	推定生息頭数：2,100頭（H15年度）目標生息頭数：500頭
イノシシ	保護管理目標：農作物への被害額を管理目標とし、被害額が過去最高となった平成16年の3億7千万円の半分以下となるよう努める。

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

狩猟鳥獣、希少鳥獣、特定鳥獣等の生息状況、捕獲状況、被害状況等を調査し、保護管理対策を実施

- (1) 鳥獣保護対策調査：県内に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖状況等を調査
- (2) 狩猟対策調査：主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査
- (3) 有害鳥獣対策調査：有害鳥獣の被害の発生状況、被害を及ぼす鳥獣の分布状況等を調査

第8 鳥獣保護事業の啓発に関する事項

鳥獣保護思想の普及、愛鳥モデル校の指定等を実施

- (1) 鳥獣保護思想の普及：愛鳥週間（5月10日～16日）を中心に各種行事の開催
- (2) 野鳥の森等の整備：愛鳥林（山口市徳地）や自然観察公園（山口市阿知須町）を整備し、利活用を図る
- (3) 愛鳥モデル校の指定：10校（毎年2校 小1、中1）
- (4) 安易な餌付けの防止：広報誌、パンフレット等による普及啓発

第9 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

鳥獣行政担当職員、鳥獣保護員、鳥獣保護センターの体制を整備するとともに、鳥獣の保護管理の担い手として狩猟者を確保育成

- (1) 鳥獣行政担当職員：実施体制：15名（本庁3名、出先12名）
- (2) 鳥獣保護員：人員：46人
- (3) 担い手の育成：狩猟者講習会の開催：ブロック 6回/年（県主催）
全 県 3回/年（猟友会主催）
- (4) 鳥獣保護センター：周南市立動物園、宇部市常盤遊園、山口県動物愛護センター
- (5) 取締り：鳥獣の密猟取締り、狩猟期間中の違反取締り、無許可飼養の取締り等

第10 その他必要な事項

- (1) 指定猟法禁止区域の指定
 - ・くくりわな架設禁止：下関市、長門市の全域 107,380ha
箱わなについては、解禁
西中国山地国定公園の区域及び羅漢山県立自然公園の区域 7,832ha
 - ・鉛製散弾使用禁止区域：周南市向道湖 85ha
- (2) 鳥類の飼養の適正化
鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。
 - ・飼養できる鳥類はメジロのみとし、1世帯1羽とする。
- (3) 販売禁止鳥獣等
許可の考え方、許可条件を整理